

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成29年11月 日見直)

法令名	畜産経営の安定に関する法律
根拠条項	法第10条第1項
許認可等の種類	指定事業者の指定
法令の定め	<p>(第10条)</p> <p>都道府県知事(第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。</p> <p>一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。</p> <p>二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号ロの地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。</p> <p>三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。</p> <p>四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。</p> <p>五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。</p>
審査基準	法令の定め尽くされている(法第10条第1項各号)
標準処理期間	<p>総期間 日・月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p>
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号: 011-204-5438)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課酪農グループ (電話番号: 011-204-5438)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課酪農グループ (電話番号: 011-204-5438)
備考	<p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)</p> <p>審査が極めて稀であり、設定の手がかりがないことから標準処理期間を設定しない。</p> <p style="text-align: right;">畜産16</p>